

中小企業の新たな挑戦を支援します。

中小企業等 新展開支援事業

どのような事業が対象になるの？

- ① 法人又は個人が新たに事業を開始するもの。
- ② 現在の業種を転換するもの。
- ③ 現行事業を拡充するもの。

例えば、下記のようなものが該当します。

新たに飲食店
を開業

店舗のキャッ
シュレス化のた
めに機材を導入

屋外テラスを設
置し、十分な距
離を保つ客席の
配置

新メニュー提供
のため、新たな
設備を導入

補助金額 ・ 補助率

- ・ 補助金額 **最大 200 万円**
- ・ 補助率 **対象経費の3/4**

対象の要件

- ① 町内に本店か支店があり、1年以上事業活動を行っている法人または町内に居住し、町内で事業活動を行う個人
- ② 対象となる事業を令和5年3月1日までに開始する見込みがあること。
- ③ 町税等の支払に滞りが無いこと。

【注意ください】

- ④ 単なる備品や消耗品の購入、コロナ対策設備の設置導入は対象になりません。
- ⑤ 対象経費が20万円未満のものは対象になりません。

対象となる経費

店舗等施設の改修、設備等の購入	<ul style="list-style-type: none">・ 工事費・ 機械装置・設備購入費 (車両/機械装置・設備に付随する備品・消耗品購入含む)・ 外注費(設計等)・ システム導入費
人材の確保・育成に係る経費	<ul style="list-style-type: none">・ 従業員等の資格取得・ 研修経費 ※直接的な雇用助成ではありません。

認定から助成金交付までのながれ

step1

事業計画書を提出し、事業の認定を受けます。

- ・ 提出期間 令和4年7月20日(水)から9月30日(金)まで
- ・ 提出場所 役場企画商工観光課(2階)

【提出に必要なもの】

- ① 事業計画書(別記様式第1号)
- ② 町内で事業を営んでいることを証明する書類

step2

認定の場合は、紙面により通知します。



step3

事業完了後に助成金を申請し、助成金の交付を行います。

お問合せ先

上富良野町役場
企画商工観光課(2階)
TEL 0167-45-6983